令和４年度 第1回会議説明資料

いわき市流域治水推進会議

＜目　次＞

シート

１　本市の取組状況について　……2

２　新たな検討体制について　……8

３　今後の取り組みについて　……11

1　本市の取組状況について

1　本市の取組状況について

⑴本市の流域治水プロジェクトについて

本市では、二級水系のうち**夏井川、鮫川及び藤原川の3水系**について、国・県や流域市町村と連携しながら河川改修などの**ハード整備や避難・水防等のソフト施策の全体像を示した「流域治水プロジェクト」**を策定した。

（夏井川、鮫川、藤原川の各プロジェクトを令和3年度内に策定・公表 完了）

＜流域治水プロジェクト＞

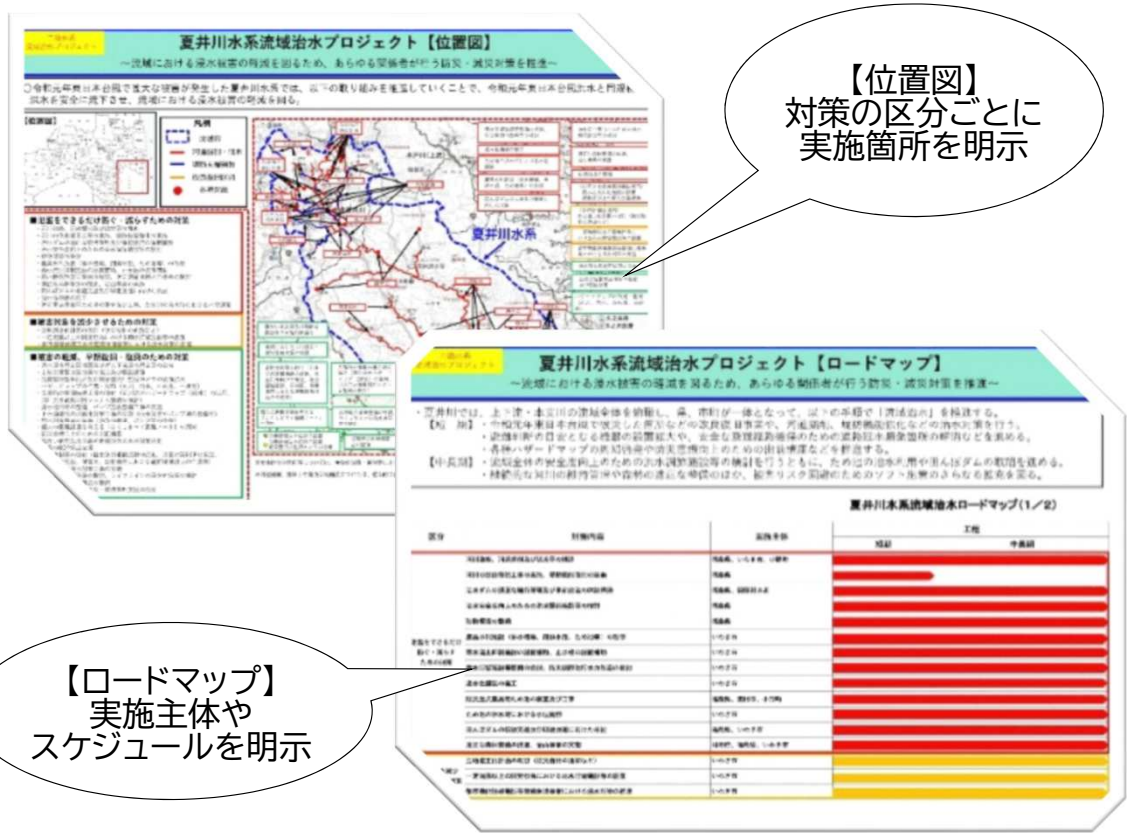

【位置図】
対策の区分ごとに
実施箇所を明示

【ロードマップ】
実施主体や
スケジュールを明示

＜流域治水協議会＞

・国（国土交通省、気象庁、林野庁）
・福島県（土木部、危機管理部、農林水産部）
・流域市町村（いわき市 、田村市、小野町、古殿町、鮫川村）
・その他（河川関係団体、商工会議所、まちづくり団体等が参加）

流域治水協議会の開催状況

＜流域治水PJの策定状況＞
・夏井川水系流域治水プロジェクト　R3.8.26策定・公表
・鮫川水系流域治水プロジェクト　R3.8.26策定・公表
・藤原川水系流域治水プロジェクト　R4.2.10策定、2.18公表

二級水系
流域治水プロジェクト

夏井川・鮫川・藤原川水系流域治水プロジェクト【主な対策のイメージ】

～流域における浸水被害の軽減を図るため、あらゆる関係者が行う防災・減災対策を推進～

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

河川改修等による治水安全度の向上

河道掘削

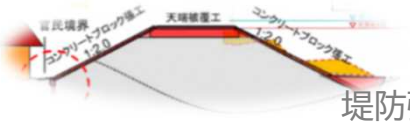

堤防強化

森林整備・砂防対策による土砂流出の抑制

砂防堰堤

治山ダム

森林保全

ため池の利用や田んぼダムの促進による保水力の向上

ため池の治水利用

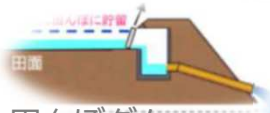

田んぼダム

流域治水の推進

あらゆる関係者が総合的・多層的に取り組む

被害対象を減少させるための対策

立地適正化計画の改訂（防災指針の追加）

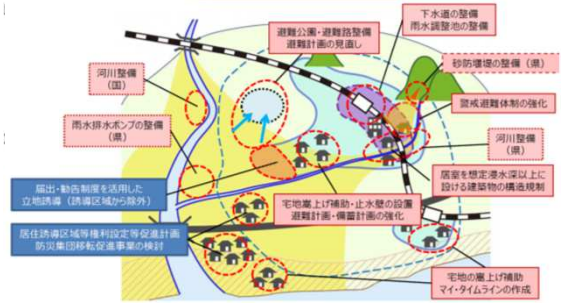

まちなか居住・都市機能の誘導

被害の軽減、早期復旧・復興ための対策

ハザード情報の周知

河川洪水
ハザードマップ

防災情報の提供

河川洪水・避難情報の提供

地域防災力の向上

防災出前
講座

企業BCP作成支援

1　本市の取組状況について

⑵本市の検討体制について　【本市独自の取り組み】

〇流域治水プロジェクトに位置付けた施策について、実施に係る調整や新規施策の検討を行うため、庁内実務担当課及び県の関係課で組織する「いわき市流域治水推進会議」を開催。(R3.10.13)

〇同会議には、雨水貯留や土地利用について専門的に検討するため「検討部会」を開催。(R3.11.26)

〇同会議で検討した新規施策等は、流域治水協議会に提案・共有する。

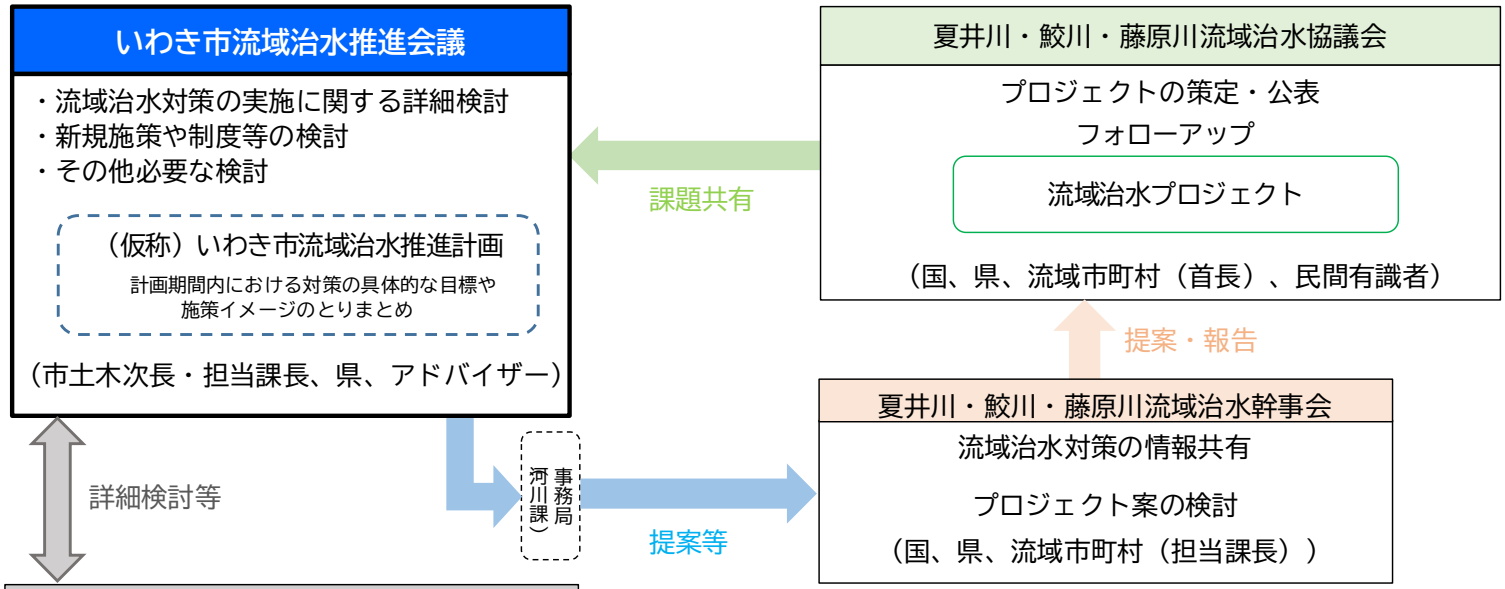

推進会議の開催状況(R3.10)

検討部会の開催状況(R3.11)

1　本市の取組状況について

⑶個別施策の実施状況について

治水安全度の向上（短期）

次のハード・ソフト対策を短期間で実施する。

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

①ハード対策

・緊急重点河川改良（河川堤防の強化（R4～R7））
・緊急重点河川等堆積土砂撤去（堆積土砂撤去による河道断面の確保（R4～R6））
・排水施設整備（ポンプ施設整備（R4～R5））　※好間川関連
・その他（避難道路等の冠水対策（R3～）、下水道の強靭化（R3～）など）

※市内36の準用河川等

堤防強化

河川の堆積土砂撤去

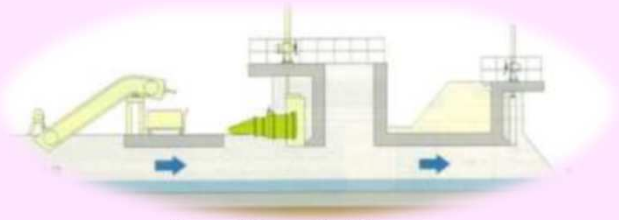

ポンプ施設整備（好間川関連）

被害の軽減、早期復旧・復興ための対策

②ソフト対策

・防災マップの作成・配布（R4）
・中小河川のハザードマップ作成など（H11～R4）
・河川洪水情報提供システム（気象情報・河川水位情報などの一元化）（R4～R5）

河川洪水ハザードマップ（中小河川）

河川洪水・避難情報の提供

1　本市の取組状況について

⑷個別施策で今後検討するもの（今後の気候変動を見据え検討）

気候変動への対応（中長期）

今後の気候変動による降雨量の増大や水害の頻発化・激甚化を見据え、流域治水をさらに推進させる必要があり、本市としても流域治水プロジェクトの充実・強化に向けて調査・検討を進める。

主な検討事項

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

◇雨水貯留に関する検討

➡水田やため池など地域資源を活用した洪水抑制対策、洪水調節施設や雨水貯留施設の検討など

被害対象を減少させるための対策

◇多段型ハザードに関する検討（水災害リスクを踏まえた、まちづくり・住まいづくりの検討）

➡被害対象を減少させるための土地利用や誘導等に向けて、現在の最大クラスの浸水想定に加え、低中高頻度といった多段的なリスク情報（多段型ハザードマップ）を検討する。

被害の軽減、早期復旧・復興ための対策

◇災害情報の迅速な収集・分析・予測に関する検討

➡AIなどの先端技術を活用した河川洪水の予測・土砂災害の情報収集など

その他、関連する取り組み

◇流域治水の普及・啓発

➡地域・団体等への説明会・意見交換会開催　※田んぼダムや住まい方の工夫など地域の理解・協力を得ながら進めていく

➡治水対策に係る人材育成（地域、職員）　※将来の治水対策を担う人材育成

2　新たな検討体制について

2　新たな検討体制について

今回の推進会議から流域治水の更なる推進に向けて、協議、検討等に必要な事項について学術機関や企業から助言を得るためアドバイザーを設置する。

学術機関からの参画

福島工業高等専門学校　都市システム工学科　原田正光　教授

＜連携協定（平成18年3月29日）＞
・両者の振興発展を図るため、産業、環境、福祉、教育等の分野で連携・協力する。

＜研究分野＞
・社会基盤（土木・建築・防災）/土木環境システム

＜委員歴＞
・令和3年11月－現在　　第　3次　いわき市下水道事業等経営審議会　会長
・令和4年　1月－現在　　第18次　いわき市水道事業経営審議会　会長

第18次水道事業経営審議会の様子

2　新たな検討体制について

企業からの参画

日本工営㈱

<協定締結（令和4年4月28日）>

治水対策等の情報共有を図るとともに、同社が有する先端技術を活用した防災プラットフォームの実証等について連携して取り組むことにより、流域治水の推進に資することを目的とする。

<協定に基づく連携項目>

- 流域治水の情報共有に関すること（流域治水推進会議との連携）
- 防災プラットフォームの実証に関すること（AI河川水位予測、浸水センサー、衛星情報の実証）
- その他流域治水の推進に関すること

連携協定締結式の様子

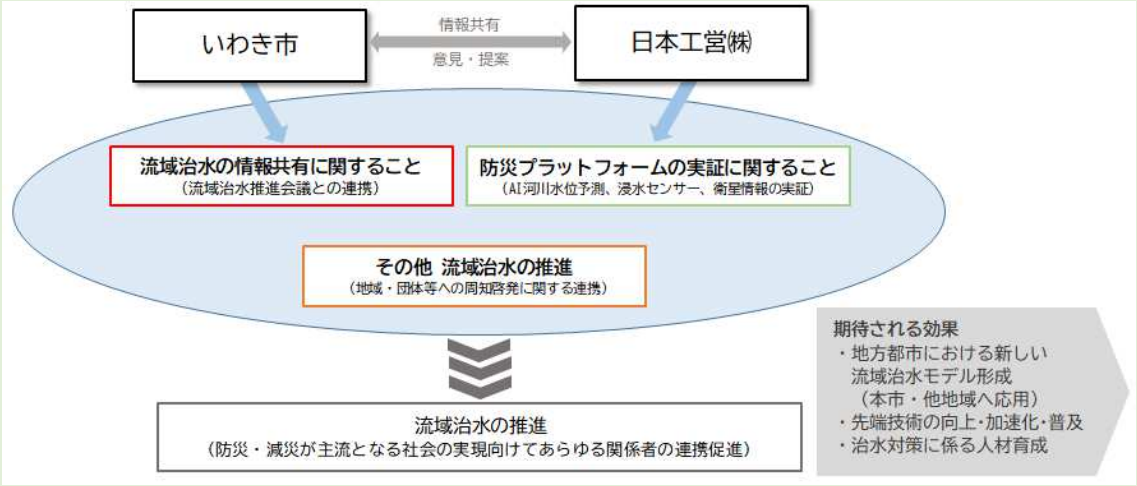

3　今後の取り組みについて

3　今後の取り組みについて

流域治水の更なる推進に向けて河川管理者である県や流域市町村等のあらゆる関係者が全員が参画し、取組を行うことが不可欠であり、関係者が意識を共有し、計画的かつ効果的に取り組む必要がある。

取組事項

- □継続的な施策実施
- □施策の見直し、新規施策の検討
- □先端技術の活用、情報収集
- □市民にわかりやすく周知・啓発
- □地域・関係団体との連携
- □将来の治水対策を担う人材育成

具体的な「目標」、「方向性」を共有

○ いわき市流域治水推進会議設置要綱

（目的及び設置）
第１条　近年の激甚な水害や今後の気候変動による水害の激甚化・頻発化が予測されることを踏まえ、流域全　体の関係者により水害の軽減を図るため策定した「流域治水プロジェクト」において、本市が位置付けた個　別施策の実施に向けた連絡調整及び詳細な検討に加え、流域治水の更なる推進に向けた施策の検討等を行うことを目的に、いわき市流域治水推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。
（所掌事務）
第２条　推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。
⑴　流域治水に係る施策の実施に向けた連絡調整及び詳細な検討に関すること
⑵　流域治水の更なる推進に向けた施策の検討に関すること
⑶　流域関係者との連携に関すること
⑷　その他流域治水に係る施策の推進に関し必要な事項
（組織）
第３条　推進会議は、委員長及び委員をもって構成する。
２　委員長は、市土木部次長をもって充て、会務を総括し、推進会議を代表する。
３　委員は、別表第１に掲げる者をもって充てる。
４　委員長は、必要に応じ委員を追加することができる。
（会議）
第４条　推進会議は、委員長が招集し、推進会議の議長は、委員長が務める。
２　委員は、委任を以って代理人を出席させることができるものとする。
３　推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
４　委員長に事故があるときは、あらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
５　委員長は、必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。
６　推進会議における検討の結果、流域治水協議会に提案等が必要な場合については、市土木部河川課が行うものとする。
（オブザーバー等の参画）
第５条　推進会議は、オブザーバーとして別表２に掲げる者の出席を求めることができる。
２　オブザーバーは、推進会議において意見を述べることができる。
３　委員長は、必要に応じオブザーバーを追加することができる。
４　委員長は、推進会議の協議、検討等に必要な事項について助言を得るため、アドバイザーを設置することができる。

（検討部会）
第６条　推進会議には、第２条に掲げる事項を専門的な調査検討及び調整等を行うため、検討部会（以下「部会」という。）を置く。
２　部会は、部会長及び部会員をもって組織し、別に定めるものとする。
３　部会長は、部会を招集し、これを主宰し、検討の経過及び結果を推進会議に報告する。
４　部会長は、必要に応じ、部会員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。
５　第５条の規定は、部会の会議において準用する。この場合において「推進会議」とあるのは「部会」、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えることができる。
６　部会長に事故があるときは、あらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
（庶務）
第７条　推進会議及び部会の庶務は、市土木部河川課において処理する。
（委任）
第８条　この要綱に定めるもののほか、推進会議及び部会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。
附　則
この要綱は、令和３年10月５日から実施する。

別表第１（第３条関係）

委　員　長	いわき市	土木部次長
委　　員	いわき市	危機管理部　災害対策課長
		生活環境部　下水道事業課長
		農林水産部　生産振興課長
		農林水産部　農地課長
		農林水産部　林務課長
		土　木　部　河川課長
		都市建設部　都市計画課長
		都市建設部　建築指導課長
		都市建設部　住まい政策課長

別表第２（第５条関係）

オブザーバー	福島県	いわき農林事務所　農村整備部　農村整備課長
		いわき農林事務所　森林林業部　森林土木課長
		いわき建設事務所　企画管理部　企画調査課長
		いわき建設事務所　事　業　部　河川砂防課長

EoF